

老人福祉センター横浜市泉寿荘運営要綱

制 定 平成 28 年 3 月 31 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市老人福祉施設条例（以下「条例」という。）、同施行規則（以下「規則」という。）その他の関係法令、泉区地域振興課と指定管理者との間で締結した「指定管理業務に関する基本協定書」に定める他、利用者に供する老人福祉センター横浜市泉寿荘（以下「センター」という。）の運営のルールについて、必要な事項を定めるものとする。

（事業目的）

第 2 条 センターは、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 市内に居住する高齢者等への老人福祉法（以下「法」という。）第 20 条の 7 に規定する各種の相談並びに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための総合的な便宜の供与

（利用対象者）

第 3 条 センターを利用する者は、以下のとおりとする。

- (1) 市内に居住する 60 歳以上の者及び付添者
- (2) 市内に居住する者の父母、祖父母又は子で 60 歳以上の者
- (3) その他センターの長が認める者

（開館時間）

第 4 条 開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第 5 条 休館日は、次のとおりとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

- (1) 年末年始：1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日まで
- (2) 施設点検日：毎月第 3 日曜日

（入館時の手続き）

第 6 条 センターを利用する者は、健康福祉局指定の以下のいずれかのもの（以下「利用証等」という。）をセンターの職員（以下「職員」という。）に提示するものとする。ただし、利用証等を携帯していない者は、「横浜市老人福祉センター利用者名簿」に必要事項を記入するものとする。

- (1) 老人福祉センター利用証（第 1 号様式）
- (2) 敬老特別乗車証
- (3) 濱ともカード
- (4) 本人確認書類（自動車運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード又は写真付

き住民基本台帳カード、国民健康保険証、健康保険証など)

- センターの長は、利用資格があり希望する者に対し老人福祉センター利用証（第1号様式）を発行するものとする。
- その他センターの長が認める者が、入館する場合には、「横浜市老人福祉センター利用者名簿」に必要事項を記入するものとする。ただし、施設開放日等の行事を除く。

（利用時間帯）

第7条 利用方法は、個人利用と団体利用にて行うものとし、センターの利用時間帯（コマ）は、次のとおりとする。

部屋（会議室）名	利用時間帯
【個人利用】	
大広間	9時00分～演芸終了時刻まで
娯楽室・図書コーナー	9時00分～16時30分
機能回復訓練室 （日曜日のみ・休館日を除く）	① 9時00分～12時00分 ② 12時00分～15時45分
【団体利用】	
会議室1・2・3 工作室・生きがい作業室 和室・調理室 ゲートボール場	① 9時30分～12時00分 ② 13時00分～15時30分
機能回復訓練室 （日曜日除く）	① 9時15分～11時15分 ② 11時30分～13時30分 ③ 13時45分～15時45分

- 前項については、センターの長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（団体利用登録について）

第8条 センターを貸切（団体）利用する者は、事前に団体登録を行わなければならない。団体登録は、第3条に規定する利用対象者5名以上の構成人数を必要とし、年度ごとに利用団体登録簿及び会員名簿をセンターに提出するものとする。

（貸切(団体)利用の申込制限）

第9条 貸切（団体）利用の申込みは、利用時間帯を1回とし、1団体1か月に4回を上限とする。

- 架空の団体名によって重複して申込みを行い、又は利用した場合には、以後、その団体の申込みを制限する場合がある。

（貸切（団体）利用の申込及び決定）

第10条 センターを貸切（団体）利用する者は、事前に「施設利用申込書」を窓口に提出し、「施

設利用承認通知書」の交付を受けなければならない。

2 センターの貸切（団体）利用は、次により決定する。

(1) 各月2回まで

	施設利用調査表の配布・提出	重複の連絡	移設利用調整会議	施設利用申込書提出
1期（4月～6月）	1/5～1/31	2/10迄	2月第4木曜日	3/15迄
2期（7月～9月）	4/1～4/30	5/10迄	5月第4木曜日	6/15迄
3期（10月～12月）	7/1～7/31	8/10迄	8月第4木曜日	9/15迄
4期（1月～3月）	10/1～10/31	11/10迄	11月第4木曜日	12/15迄

(2) 各月3回以降

利用当月初日に抽選により利用を決定する。抽選後は、利用当日まで先着順に利用を決定する。

3 前項について、センターの長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（利用のルール）

第11条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 利用時間を遵守すること
- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること
- (3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること
- (4) センターの設備又は使用した物品を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること

（利用の保留又は制限等）

第12条 条例第9条及び規則第7条第3号に規定する、その他管理上支障が認められる者は次のとおりとする。

- (1) 公の施設としての運営を著しく阻害し、公共の福祉に反する者
- (2) 指定管理者が認める場合であって、以下を例とし再三の改善指導等に従わない者。ただし、他の利用者の生命・財産等に危害・損害を与えることが明らかな場合にあつては、警告指導等は要しないものとする
 - ア 大声で騒ぐ、暴力（暴言）行為、セクハラ行為、指定場所以外での喫煙、服装の乱れ、汚れ、悪臭、飲酒（酒気帯びを含む）等
 - イ 定員を超えての利用となるとき
 - ウ 災害その他の事情により利用者の安全を確保することが困難であると判断されるとき、職員の指示に従わない者
 - エ 備品・貸与品を返納しない者
 - オ 物品の販売、許可のない署名活動、宣伝若しくはこれに類することを目的とする者
 - カ 利用者要件等に係る申請事項に明らかに虚偽がある者

- (3) その他利用の目的がセンターの設置目的に反するとき
- (4) その他センターの長が泉区地域振興課と協議し、必要と認めるとき

2 指定管理者は、利用の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

(優先申込み)

第13条 センターを優先申込みできる場合は、以下のとおりとする。

- (1) 老人クラブ活動に援助する場合
- (2) センターの自主事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合(自主事業終了後6か月以内)
- (3) その他センターの長が必要と認めた場合

(利用統計の報告)

第14条 指定管理者は、健康福祉局指定の利用状況報告書(第2号様式)により毎月分を翌月の10日までに健康福祉局長及び泉区地域振興課に報告する。

(事故報告等)

第15条 指定管理者は、利用者が事故又は負傷した場合や利用者等にトラブルが発生した場合には、速やかに(事故・盗難)報告書を泉区地域振興課に報告する。併せて、必要があると認めるときは、健康福祉局に供覧することとする。

(趣味の教室実施)

第16条 指定管理者は、高齢者の生きがいを高めるための積極的・具体的対策の一環として、各種の趣味の活動(以下、「趣味の教室」という。)を実施し、幅広い趣味の向上を図ることにより、明るく豊かな生活に資することを目的として、以下の条件に基づき、事業を実施することとする。

	条 件
受講対象者	第3条に定める利用対象者とする。ただし、市内に居住する60歳以上の者を優先することとする。
実施期間	原則として6か月以内
受講人数	各科目の定員は別に定める。ただし、受講の申込みが定員を下回った場合は、その期間は開講しないことがある。
科目	高齢者の生きがいを高めるための活動
受講料	無料
教材費	原則、自己負担とする。
講師	同一センター・同一科目における講師は、原則として継続して5か年を超えることができない。
受講・再受講	同一期間の受講は、原則として1人1科目とする。 また、同一科目の再受講については、応募多数の場合、初めて受講を希望する者を優先とし、再受講を希望する者は、抽選とする。

- 2 趣味の教室を受講しようとする者は、申込書により指定管理者に、定められた日までに申込みものとする。
- 3 申込みが定員を超えた場合は、抽選等の方法で受講者を決定する。また、受講の可否については、すべて申込者にそれぞれ文書で通知することとする。
- 4 指定管理者は、趣味の教室を受講する者が、受講態度が著しく悪い場合等、教室の運営に支障をきたすと判断される場合は、除籍することができる。
- 5 開講日数のおおむね7割以上出席した受講生に対しては、修了証を授与する。
- 6 特別の場合を除き、受講期間の中途からの受講は認めない。
- 7 条件及び前項について、特に必要があると認めるときは、泉区地域振興課と協議の上、条件等変更することができる。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、泉区地域振興課と協議の上、指定管理者が別途定めることとする。

附則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。